

渋谷区告示第二十八号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九条第一項の規定に基づき、三信マンション建替組合の設立を認可したので、同法第十四条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年三月二十九日

渋谷区長 長谷部 健

一 組合の名称

三信マンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名 称 三信マンション

(二) 敷地の区域 渋谷区渋谷二丁目二番一六及び一七

三 施行再建マンションの敷地の区域

渋谷区渋谷二丁目二番一六及び一七

四 事業施行期間

マンション建替組合設立認可の日から平成三十三年十月三十一日まで

五 事務所の所在地

新宿区西新宿二丁目三番一号 旭化成不動産レジデンス株式会社開発営業本部内

六 設立認可の年月日

平成三十年三月二十九日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

九 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成三十年四月二十七日